第3章 自然との共生を基本とした環境の保全と創造



道では、北海道の豊かな生物多様性を保全し、将来にわたってその持続可能な利用を図るため、 平成25年(2013年)3月に「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(以下「生物多様性 保全条例」という。)を制定しました。

この条例は、①生物多様性の保全に係る「基本原則」を示し、②関連施策を総合的かつ計画的に 推進するための「生物多様性保全計画」の策定や、③地域における多様な主体との連携・協働によ る保全活動の推進、④鳥獣の保護管理、⑤外来種対策、⑥希少野生動植物種の保護など、生物多様 性の保全に関する理念から対策までを盛り込む総合的な条例となっています。

また、令和4年(2022年)3月には、平成22年(2010年)に策定した「生物多様性保全計画」の進捗状況の点検・評価を実施し、今後の方向性を整理しました。

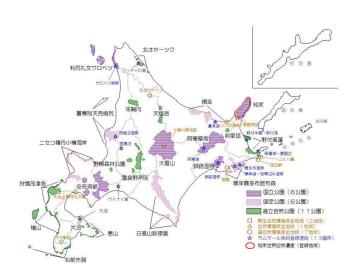
道では、これらの条例及び計画に基づき、北海道らしい自然共生社会の実現に向けた取組を行っています。

■ 1 自然環境等の保全及び快適な環境の創造 :

(1) すぐれた自然環境の保全

本道は、すぐれた自然に恵まれており、北国特有の多様な動植物が生息・生育しています。 この自然環境を適切に保全し、すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、「自然 公園法」や「北海道立自然公園条例」に基づいて下図の地域を自然公園などに指定しており、そ の中でも特に保護を図る必要のある特別地域の面積は、総面積の80%以上を占めています。

■自然公園等の指定状況



■自然公園の指定状況

			面	積	
区分	指 定 箇所数	総面積	特別地域	うち特別 保護地区	普 通 地 域
国立公園	6	509,904	399,123	89,555	110,780
国定公園	6	244,925	234,189	23,176	10,736
道 立自然公園	11	125,350	102,898	_	22,452
計	23	880,179	736,210	112,731	143,968

※1 面積の単位:ha※2 令和4年度末現在

また、すぐれた自然環境を有する地域の保全を図るため、国が「自然環境保全法」に基づき原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を指定しており、道でも「北海道自然環境等保全条例」に基づき道自然環境保全地域を指定しています。(右表)

このほか、道では同条例に基づき環境緑地 保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護 地区及び記念保護樹木を指定しています。

■自然環境保全地域など指定状況

区分	指定数	面積
原生自然環境保全地域	2	2,930
自然環境保全地域	1	674
道自然環境保全地域	7	5,958
計	10	9,562
環境緑地保護地区	114	3,953
自然景観保護地区	32	16,730
学術自然保護地区	23	1,210
計	169	21,893
記念保護樹木	106	_
合 計	285	31,455

※1 面積の単位:ha※2 令和4年度末現在

ア 自然公園の利用・保護管理

自然公園には、保護と利用が適正に行われるように自然条件や社会条件などに応じて公園計画が決定されています。

この計画では、風致景観の維持や適正な利用を図るための区域及び施設が定められており、 状況の変化に応じた内容とするため、順次見直しを行っています。

近年では、スノーモビル等の乗入れによる野生動植物への影響が懸念される天塩岳道立自然 公園について、区域全体を車馬等の乗入れ規制地区に指定するなどの見直しを行っています。 また、令和2年度(2020年度)には、厚岸道立自然公園の指定を解除し、厚岸霧多布昆布森 国定公園として指定されたことに伴い、環境省により新たに公園計画が策定されています。

また、国定公園や道立自然公園内で工作物を設置したり木竹を伐採するなどの行為に対する許認可に際しては、その風致景観を保護する観点から必要に応じて条件を付すなど、自然景観への影響を少なくするよう努めています(右表)。

さらに、これらの公園の自然環境を適切に保全するため、全道に自然保護監視員を配置するなどして、定期的な監視や利用者への指導などを行っています。

このほか、令和3年(2021年)5月に「自然公園法」の一部が改正されたことを踏まえ、令和4年(2022年)3月には、「北海道立自然公園条例」の一部を改正し、道立自然公園の価値を向上させ持続的に活用できるよう、地域主体で行われる利用拠点整備や自然体験活動促進の取組を促す仕組みを設けました。

■国定公園及び道立自然公園における許認可件数

許可		到	可	
行為等の種類	件数	行為等の種	類	件数
工作物の新改増築	258	道	路	4
木竹の伐採・損傷	19	袁	地	2
土石の採取	44	宿	舎	3
高山植物等の採取	46	野営	場	_
広告物の設置等	52	スキー	場	3
土地の形状変更	15	駐車	場	_
車馬等の乗入れ	25	博物展示施	設	_
そ の 他	12	水 族	館	1
		その	他	6
計	471	計		19
合計	t			490

※ 令和4年度

令和4年度(2022年)に節目を迎えた自然公園

道内にある 11 の道立自然公園のうち、昭和 37年(1962年) 12月27日に指定された野付風 蓮道立自然公園と昭和 47年(1972年)6月23日に指定された狩場茂津多道立自然公園は、令和 4年度(2022年度)に、それぞれ60周年、50周年を迎えました。

野付風蓮道立自然公園は、ラムサール条約湿地 に指定されている野付半島や風蓮湖を中心に、海 跡湖や砂丘、それを取り巻く森林や湿原からなる 公園で、海岸湿原や湖沼群に湿性植物・野鳥が多数 生育・生息しており、多くの人が植生や野鳥観察に 訪れます。

また、令和4年(2022年)6月には、環境省の調査により、野付半島・風蓮湖・根室半島が国定公園の新規指定候補地に選定されるなど、自然環境の重要性が認められています。

狩場茂津多道立自然公園は、道南最高峰の狩場 山を中心とする山岳地域と日本海側沿岸の海蝕海 岸からなる公園で、滝や渓谷、激しい波浪により形 成された海食崖や岩礁など変化に富んだ景観となっています。 ■野付風蓮道立自然公園 トドワラ



■ 狩場茂津多道立自然公園 三本杉



イ 湿原生態系の適切な保全

本道には釧路湿原やサロベツ湿原など数多くの湿原がありますが、これらは本道の豊かな生物多様性の象徴であるとともに、タンチョウなどの貴重な動植物の生息・生育空間として重要な地域となっています。また、湿原は、保水機能、水質浄化機能、気象変化を緩和する機能などの生態系サービスを通じて地域住民の生活環境や水産業・農業に大きく関わるとともに、その景観は観光資源としても利用されています。

国では、平成28年(2016年)4月、全国633箇所の湿地を「生物の多様性の観点から重要度の高い湿地」として公表しており、道内からは75箇所の湿地が選定されています。

道内に残された湿地の保全に向け、道では、国や関係機関及び地元の方々と連携を図りながら、湿地保全対策の検討実施を進めています。

◆ラムサール条約湿地

道内には国際的に重要な湿地として、13か所がラムサール条約に登録されています(次ページ表)。この条約は、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と自然資源の持続可能な利用を促進することを目的としています。

道では、国や関係機関及び地元の方々と連携を図りながら、ホームページなどを利用し、 条約湿地の賢明な利用について普及啓発を進めています。

■道内のラムサール条約湿地

条約湿地名	市町村名	面積	登録年月日
釧路湿原	釧路市、釧路町 標茶町、鶴居村	7,863	S55. 6.17
クッチャロ湖	浜頓別町	1,607	H元. 7. 6
ウトナイ湖	苫小牧市	510	H 3.12.12
霧多布湿原	浜中町	2,504	H 5. 6.10
厚 岸 湖 • 別寒辺牛湿原	厚岸町	5,277	H 5. 6.10
宮島沼	美唄市	41	H14.11.18
雨竜沼湿原	雨竜町	624	H17.11.8
サロベツ原野	豊富町、幌延町	2,560	H17.11.8
濤 沸 湖	網走市、 小清水町	900	H17.11.8
阿 寒 湖	釧路市	1,318	H17.11.8
風蓮湖•春国岱	根室市、別海町	6,139	H17.11.8
野付半島・野付湾	別海町、標津町	6,053	H17.11.8
大 沼	七飯町	1,236	H24. 7. 3

※ 面積の単位:ha

ウ その他の取組による自然環境の保全

道が進める川づくりは、治水・利水・環境の調和を図り、それぞれの目的や機能を損なわずに自然環境を保全し、創出することを基本に行っています。

大沼(七飯町)では、町が策定した「大沼地域活性化ビジョン」に基づいて、沼に浮かぶ小さな島々の湖岸の護岸や浚渫を行い、河川空間とまち空間の融合が図られる良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」の取組を進めてきました。

また、藻琴川(大空町)などでは、生物の生息環境の保全・創出を目的に、掘削方法の工夫 や石積み水制工の設置を行うなど、河川の多様な生態系に配慮した多自然川づくりに取り組ん でいます。

■湖岸の護岸(折戸川水系大沼)



■石積み水制工(藻琴川水系藻琴川)



道が進める多自然川づくりのポイント

- ① 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出すること。
- ② 多様な河川景観を保全・創出すること。
- ③ 地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮すること。

(2) 公益的な機能の高い森林の保全

森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、生物多様性の保全、国土の保全、水源の 滋養、保健・レクリエーションの場の提供、林産物の供給などの多面的機能を持っています。

道では、森林を取り巻く状況の変化に対応するため、森林づくりに関する長期的な目標と施策の基本的事項を示す「北海道森林づくり基本計画」に基づき、道民の参加や協力を得ながら、多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを進めています。

また、道が策定する地域森林計画では、地域の特性、森林資源の状況等を勘案し、森林を「水源滋養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」及び「木材等生産林」の5つの機能に区分する指針を定めています。特に、生物多様性保全の取組を進めるため、「保健・文化機能等維持林」において、河川や湖沼周辺に位置した森林の生物多様性の保全や貴重な森林生態系の維持・保全に配慮した施業を推進する区域を「生物多様性ゾーン」として設定する基準、施業方法を示しています。

市町村森林整備計画では、これを参考に地域の特性に応じた森林の区分を行い、水辺環境や希 少な野生生物の成育・生息地に配慮した森林整備の推進を図っています。このほか、森林づくり を進めるに当たっては、水産業や農業など、他産業との連携を進めるとともに、国有林と民有林 が連携することによる流域一体となった森林の整備・保全に取り組んでいます。

(3) 快適な環境の保全と創造

ア 生物多様性の保全活動の推進

道では、平成29年度(2017年度)から、「未来へつなぐ!北国のいきもの守りたい賞」を 創設し、道内で生物多様性の保全等に関して、優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体な どを表彰しており、令和4年度までに19の企業・団体・個人が受賞しています。

令和4年度(2022年度)は、1団体・1個人を表彰し、広く道民に周知することにより、 道内各地で取り組まれている様々な生物多様性の保全等に関する活動がより一層活性化され るとともに、新たな企業や団体が活動に取り組むなど、より多くの主体が関わることが期待されます。

受賞者	活動内容	
野幌森林公園を守る会	野幌森林公園におけるクマゲラ保全の活動及び生息環境調査	
山本 友紀 氏	傷病鳥獣保護協力者の活動	

■「野幌森林公園を守る会」の皆さん



■山本 友紀 氏が保護したアオサギ



イ 生物多様性保全の普及啓発

生物多様性の保全を進めていくためには、道民一人ひとりが自然環境に関する基礎的な知識を持ち、国や自治体だけでなく、道民、企業やNPO・NGOなど多様な主体が積極的に取り組んでいくことが重要です。

このため、道では世界自然遺産・知床の日記念行事「しれとこ大百科」において、知床に関する講演会のほか、生物多様性の保全等に関する優れた活動や模範的な活動を行う企業、団体、個人を表彰する「未来へつなぐ! 北国のいきもの守りたい賞」受賞者の活動紹介など、生物多様性の重要性についての普及啓発を行っています。

■令和4年度開催 しれとこ大百科の様子



ウ みどりの保全と創造

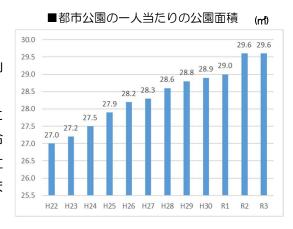
生き物の生命を育む土壌、大気、水などが一体となった空間である「みどり」は、私たちの 生活にうるおいと安らぎを与え、きれいな空気や水などをもたらしてくれますが、地球環境問 題が顕在化している中で、みどり豊かな環境の重要性が見直され、その量ばかりでなく、質や 利用の仕方などについてもニーズが多様化してきています。

環境を重視した質の高いみどりづくりを進めるためには、地域の住民、企業、行政が連携を 図り、住民参加による地域の特色あるみどりづくりや地域の自主的・自発的なみどりづくりを 促進するといった取組を各地で進めていく必要があります。道では、北海道及び道内各市町村 の木や花、道内の里山林での活動事例など、身近なみどりや森林づくりに関する情報をホーム ページ等で提供しています。

◆都市施設等の緑化

みどりの公益的機能をより効果的に発揮 させるためには、市街地やその周辺部、海岸や山 地などでみどりづくりに努めることが重要です。

市街地やその周辺の公共的な緑地を確保するとともに、各種の都市施設の緑化を進めるため、令和4年度(2022年度)は、42の市町において社会資本総合交付金で都市公園の整備を進めています。



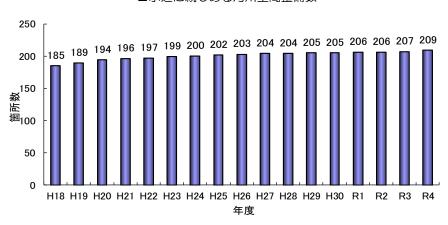
エ 水辺の保全とふれあいづくり

◆河川の保全とふれあいづくり

道内には、一級河川1,133河川と二級河川467河川があり、これらは、本州などに比べ勾配が緩やかで、河谷の幅が広く、自然が残された流域や水辺が多いのが特徴です。

川は人々の身近な自然であり、水辺に近づくことは、多彩な水の表情や自然を間近に観察する機会をもたらし、川への関心を高める契機にもなります。

「北海道の川づくりビジョン」(平成31年(2019年)3月策定)の一つの柱である「未来へ向けた川づくり」において、北海道が目指す川の姿は「安全・安心な川」かつ多様な植物が育ち多くの生き物が棲む「生きている川」としています。それを踏まえて、「豊かで清らかな流れのある川」「みどりが広がり生き物が棲む川」「親しみやゆとりのある川」などの基本的な方針のもとに河川改修などの事業に取り組んでいます。



■水辺に親しめる河川空間整備数

◆水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進

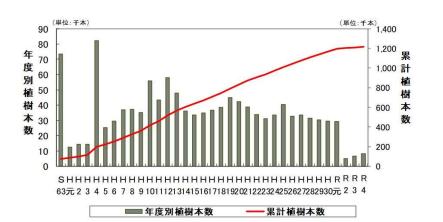
道では、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をはじめ、親水性の向上を図り、良好な河川空間や魚道等を整備する「環境整備事業」や自然環境の保全・再生を図る「自然再生事業」などに取り組んでいます。

また、上流域では「北海道の渓流環境整備基本計画」(平成15年度(2013年度)策定)に基づいて、渓流の連続性、多様性の確保や、渓畔林の保全・創出に取り組んでいます。

このほか、北海道漁業協同組合女性部連絡協議会は、昭和63年(1988年)から「お魚殖やす植樹運動」に取り組み、全道各地で植樹活動を展開しており、令和4年度(2022年度)は全道で約8千本の植樹を実施しました。

道では、こうした漁協女性部の取組のうち、地域のイベント等と連携するなど、森林づくり活動未経験者の参加を促進する植樹活動に対して助成を行いました。これら取組等を通じ、道 民の森林づくり活動への自発的な参加を促進しています。

■お魚殖やす植樹運動の実績



■当別町「道民の森」での植樹活動



◆海辺の保全とふれあいづくり

3つの海(太平洋、日本海、オホーツク海)に囲まれた本道は、約3,100km(全国の9%)の海岸線を有しています。

私たちは古くから海に親しみ、漁業などの産業活動や、海水浴、散策など、レクリエーションの場としての利用など、海辺とのふれあいは欠かせないものとなっています。

また、海辺は、陸域から海域への遷移帯というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多くの動植物が生息する独特の生態系が形成される場となっています。

道では、「美しく、安全で、いきいきした海辺」を未来に残すため、豊かな海岸環境の保全に配慮した海岸保全施設整備など、地域の特性を生かした海岸づくりに取り組んでいます。

(4) 北海道らしい景観の形成

良好な景観の形成は、自然環境の保全、地域産業の振興、潤いのある豊かな暮らしの実現など 幅広い分野に関わるものです。

このため、道では、「北海道景観条例」により良好な景観の形成に関する施策を推進するとともに、「北海道屋外広告物条例」により、屋外広告物と都市・自然景観や環境との調和を図るなど、環境や暮らし、食や観光などを支える重要なものとして、景観形成を様々な施策に戦略的に位置づけて推進しています。

具体的な施策としては、自然公園等の豊かな自然の保全や整備を進め、美しい自然環境の維持に努めるほか、水辺空間や緑化空間などがある都市公園、街路などの維持、保全、再生、創造などにより、身近に自然を感じることのできる市街地の景観づくりを進めています。

また、山地や海岸、河川、湖沼などの自然環境や、流域の特性に応じた水質や水量、水生生物、水辺地など景観資源を道民共有の財産として維持、保全、再生されていくよう取組を進めています。

なお、再生可能エネルギーの活用など、道内の豊かな資源の有効利用が進められる中、大規模な太陽光・風力発電設備の整備の際は、周辺環境との調和に配慮するよう、景観形成の考え方をガイドラインとして示しています。

公共事業の実施にあたっては、優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を活かし、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、「北海道公共事業景観形成指針」を定め、河川の改修事業の際に周辺の景観との調和に配慮し、護岸に自然石風に修景したものを用いるなどの、良好な景観づくりに取り組んでいます。

◆快適で魅力ある都市・農村の景観づくり

豊かな緑や花に彩られた都市空間は、街の景観形成に重要な役割を果たすとともに、人々の ふれあいや交流の場となる重要な要素となっています。

こうした質の高い都市空間を創出するため、バリアフリー化されたゆとりある歩行者空間の確保、路上駐輪対策に係る施設配置、無電柱化や街路樹・花壇など街並みに配慮した生活環境の整備を進め、快適で魅力ある都市の景観づくりに取り組んでいます。

一方、農村では、生産と生活の営みが自然と調和して特色ある景観を育んでおり、都市から 見た魅力の一つとなっています。これらを活かしながら、快適な農村地域づくりを進めるには、 地域住民が身近な自然や地域の環境を見つめ直し、歴史や文化を掘り起こしながら、自ら考え 行動する住民参加型の地域づくりが重要となっています。このため、地域の人々が一体となって行う景観形成や環境・生態系の保全、開拓の歴史等を伝える建造物の保存など、本道ならではの農村景観の維持や保全に取り組んでいます。

= 2 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 ==

知床は、流氷が育む豊かな海洋生態系と原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があること、また、シマフクロウやオオワシなどの世界的な希少種やサケ科魚類、海棲哺乳類等の重要な生息地を有することなどが評価され、平成17年(2005年)7月17日に国内で3番目の世界自然遺産に登録されました(令和4年度(2022年度)末現在、国内の登録地は5ヶ所)。

世界自然遺産登録を契機として、遺産地域内海域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との両立を将来にわたって維持していくため、平成19年(2007年)に「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」(以下「海域管理計画」という。)を策定しました。

平成20年(2008年)に行われたユネスコ世界遺産センター及び国際自然保護連合(IUCN)による現地調査の報告書では、他の世界自然遺産地域の管理モデルになると評価された一方で、海域やサケ科魚類の管理などを今後も継続していく必要があるとした上で、包括的な遺産計画の策定や河川工作物の改良の継続など、今後の知床の保全管理に対して助言が勧告されました。

これを受け、平成21年(2009年)には海域とエゾシカの管理計画を包括した「知床世界自然遺産地域管理計画(以下、管理計画)」を策定し、以降この計画に基づいて保全と管理を進めることとしたほか、改良が適当とされた河川工作物についても設置者により工事が進められ、サケ科魚類の遡上個体数の増加に努めています。

また、管理計画では、科学的知見に基づいた順応的管理を進めていくに当たり、知床世界自然遺産地域科学委員会での検討を踏まえ、平成24年(2012年)に「知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画」(以下「長期モニタリング計画」という。)が策定され、以後、適切な保全管理に必要となるモニタリングとその評価を関係者の協力・連携の下で継続しています。

さらに、世界自然遺産登録10周年を契機として、平成28年(2016年)3月には、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する基本理念等を定めた「北海道知床世界自然遺産条例」を制定し、あわせて、毎年1月30日を、知床の価値を改めて考える「世界自然遺産・知床の日」と定めました。

令和4年度(2022年度)には、長期モニタリング 計画の第2期となる計画がスタートしたほか、第3期 の海域管理計画の計画期間満了に伴い、長期モニタリ ング計画の改定を反映させた第4期の海域管理計画を 策定しました。

引き続き、地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用に取り組んでいきます。



自然とのふれあいの推進 = 3

(1) 自然とのふれあいの場と機会の確保と自然の適正な利用

道では、道民や旅行者の皆さんに、知床世界自然遺産など本道の自然の素晴らしさに触れてい ただくための自然体験の機会を提供するとともに、自然の適切な利用方法について理解を深めて いただくための取組を行っています。

自然環境にやさしいツーリズムの推進

北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする豊かな自然環境などに恵まれており、その優 位性を活かしたアウトドア活動等の体験型観光は、滞在型の観光地づくりを推進する上で、重 要なアイテムの一つとして、期待が高まっています。また、様々な世代、外国人等の観光客に 応じた体験メニューの創出や多言語に対応した人材育成など、外国人観光客の受入体制の充実 が求められるとともに、国内の小中高校生の教育旅行等の目的として、北海道のアウトドアを はじめとした体験型観光への関心が高まっています。

一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民やほかのアウトドア 活動者等との摩擦も懸念されています。

このため道では、環境との調和を図りながら、自然や景観などの地域資源を生かしながら体 験型観光の通年化や外国人も含めた様々な観光客のニーズにマッチした新たなメニューづく りや外国人観光客や教育旅行などを受入れるための体制整備などを進めるとともに、自然やア クティビティ、異文化体験を要素とする旅行形態であり持続可能な観光にも対応するアドベン チャートラベル (AT) を推進しています。

令和3年(2021年)9月には、世界最大のATイベントである「アドベンチャートラベル・ ワールドサミット(ATWS)」が、アジアで初めて、北海道においてバーチャルで開催され、 58か国から600名を超える関係者が参加しました。令和5年(2023年)9月には、ATWS が北海道でリアル開催されることとなり、その準備が進められています。

また、多くの方々に安全で快適にアウトドア活動を楽しんでいただくため、アウトドア資格 制度の運用を通じた、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドや事業者の育成の ほか、一般のアウトドア活動者を対象とした講習会を開催し、北海道の自然の特徴やその中に 潜むリスクなどについて理解の促進を図りました。

■湖面からの風景を楽しみながら進むカヌー



■ガイドとともに森を駆けるサイクリング



自然公園の整備と自然体験の機会の提供

道では、自然公園の風致景観の保護と利用者の安全確保及び快適な利用を促進するため、園 地、歩道、野営場などの施設の整備、既存施設の維持管理や補修・改良を行うとともに、施設 のバリアフリー化や標識の多言語化等を行い、多様化する公園利用に対応しているほか、地域 の清掃活動団体に助成を行い、清潔な自然公園の維持に努めています。

令和4年度(2022年度)は、大雪山国立公園、利尻礼文サロベツ国立公園、大沼国定公園、 野付風蓮道立自然公園等において老朽化した避難小屋の再整備や橋梁・公衆トイレの改修等を 実施しました。

また、平成28年(2016年)から推進している国立公園満喫プロジェクトにより、訪日外国 人観光客の受入れ環境整備にも取り組んでいます。

■大雪山国立公園 上ホロカメットク山避難小屋



■大沼国定公園 東大島橋



国立公園満喫プロジェクト

本プロジェクトは、平成 28 年(2016年)3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の保護と利用の好循環を実現するため、阿寒摩周を含む全国8つの国立公園を中心に、先行的、集中的な取組を進めてきたものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内外利用者の回復に向け、各公園がステップアッププログラム 2025 を策定し、国内誘客も強化する等新たな展開を図ることとしており、阿寒摩周では、廃屋撤去等の利用拠点の上質化に向けた取組が進められるとともに、ナイトミュージアムなどの新たなコンテンツ造成といった取組も行っています。

■川湯の森ナイトミュージアム



■屈斜路湖外輪山トレイル



道内の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動規制が緩和されたことから、令和4年は2,241万人となり、回復基調が見られましたが、感染症の影響が出る前の令和元年と比べると約65%の利用者数となっています。

(万人) 4,000 3,504 3,437 3,446 3,401 3,357 3.324 3,207 3,500 3.052 3,000 2,500 2,259 2,253 2.224 2 107 2.123 2,009 2,000 1,500 1,108 1,000 500 510 443 442 430 434 417 408 416 281 H23 H24 H25 H26 H28 H29 ——国定公園 **──**道立自然公園 国立公園

■道内の自然公園利用者数

このほか、野鳥に親しみ、ふれあいを深める場として設置した「支笏湖野鳥の森」(千歳市)、「チミケップ湖野鳥公園」(津別町)や、豊かな森林資源を活用し、多くの道民が森林とふれあい、森林に対する理解を深める場として設置した「道民の森」(当別町・月形町)の適正な維持管理に努めています。

「道民の森」は、約1万2千haの広大なエリアの中で、森林学習、キャンプ、森林づくり活動などが体験できる森林総合利用施設として、令和4年度(2022年度)は、約11万3千人に利用されています。

また、各(総合)振興局では、森林づくりへの理解と参加を促進するため、道有林などをフィールドとした木育教室や森林づくり体験等の様々な取組を実施しています。

野幌森林公園自然ふれあい交流館とともに、北海道ボランティア・レンジャー等を活用した 自然観察会等を開催し、自然とふれあう機会を提供しています。

ウ ジオパークを活かした地域づくりの推進

ジオパークは、学術的に貴重な価値をもつ地質や地形を将来に残すとともに、自然環境との ふれあいや地球活動と人々の暮らしとのつながりを体感する場として観光や教育に活用する こと等を通じて、地域の持続可能な発展を目指している地域です。

北海道では、「洞爺湖有珠山」、「アポイ岳」、「白滝」、「三笠」、「とかち鹿追」、「十勝岳」の6地域が「日本ジオパーク」として認定されており、そのうち「洞爺湖有珠山」、「アポイ岳」の2地域は、「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されています。

また、「大雪山カムイミンタラ」の地域では、日本ジオパークの認定を目指した取組を進めているところです。

北海道のジオパークには、地球深部の岩石や火山、寒冷な自然環境がもたらした美しい景観や独特の生態系があり、アンモナイト化石や黒曜石からは太古のロマンを、炭鉱や火山災害の 遺構からは歴史や防災を学ぶことができます。

道では道内のジオパークを一体的にPRするなど地域間の連携を図りながら、こうした魅力的な地域資源を活かした地域づくりの推進に取り組んでいます。



(2) 飼養動物の愛護と管理

ペットは私たちの生活を豊かにしてくれる存在であり、人と動物との共生が重要となる一方で、不適正な飼養による近隣住民への迷惑、ペット販売を巡るトラブル、動物への虐待などが社会的な問題になっていることから、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護法」という。)が令和元年(2019年)6月に一部改正され、飼い主責任や動物取扱業の規制等が強化されるとともに、動物虐待に対する罰則も引き上げられました。

道では、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例(以下「動物愛護条例」という。)」により、動物の健康及び安全を保持するとともに、人への迷惑や危害の防止、ペットとして導入された外来種の野生化の防止など、飼い主の責務を規定しており、平成30年(2018年)3月には、道全体の施策の方向性と目標を示した「第2次北海道動物愛護管理推進計画(バーライズプラン2018)」を策定しました。

令和3年(2021年)10月には、本道の広域特性を踏まえた業務のあり方や関係団体との連携等、センター機能の確保や運用に関して「北海道における動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめ、広大な本道の地域特性に応じ、効果的に機能するセンターの運用について検討しました。令和4年(2022年)には、「動物愛護管理センター運用体制検討会議」を設置し、本道の広域的な地理特性に応じ効果的に機能するセンターの運用体制の検討を行うとともに、道央、道東地区において、保健所で一定期間収容された犬猫の搬送や飼養、新しい飼主さがしによる犬猫の譲渡など、民間事業者への委託による実証事業を行いました。

検討会では、実証事業を通じて得られたセンターの運用上の課題や、関係団体との連携可能な 業務について確認するとともに、センターの配置(道央・道東・道北・道南)や、道央地区に基 幹的な役割を持たせるなど運用の方向性について整理を行いました。

ア 動物の適正な飼養・取扱い

動物愛護法や動物愛護条例では、飼い主に対し、その動物が自己の所有であることを明らかにする措置や不妊措置、終生飼養の責務や義務などが規定され、令和4年(2022年)6月からは販売される犬猫へのマイクロチップの装着が義務化されました。

道では、動物愛護法で定められている動物愛護週間 (9月20日~26日) に、各(総合) 振興局において市町 村及び関係団体と連携して動物の飼い方教室やペットの 災害対策に関するパネル展示を行うなど、適正な飼養の普 及啓発を行っています。

また、近年急増しているペットに関する苦情について は、各(総合)振興局が窓口となり、市町村などと連携を 図りながら対応するほか、不適正な飼養者には、飼養状況 を確認し必要な指導を行っています。

■第一種動物取扱業者数 (札幌市を除く)

区	分	登録数
販	売	570
保	管	736
貸	出	26
訓	練	74
展	示	195
競り	あっせん	0
譲》	度飼養	4
合	計	1605
(実施	施設数)	1305

※令和4年度末現在

そのほか、動物愛護の推進に熱意と識見のある人を北海道動物愛護推進員に委嘱し、地域で の普及啓発などに協力をいただいております。また、ペットショップ等の第一種動物取扱業者 は動物愛護法に基づき知事の登録及び動物取扱責任者の選任が義務付けられており、道では、 これらの施設を定期的に立入検査し、動物の適正な取扱いを指導しています(上表)。

イ 特定動物・特定移入動物の飼養

ヒグマ、ライオンなど人に危害を及ぼすおそれのある動物(特定動物)を飼養する場合は、 「動物愛護法」に基づき、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。(令和2年(2020 年)6月1日以降、それまで愛玩目的で飼育されていた個体を除き、愛玩目的での飼養はでき なくなりました。)

令和3年度(2021年度) 末現在、道内(札幌市を除く。) の36許可施設において596頭の 特定動物が飼養されており、道では、許可施設等に定期的に立入検査を行い、人への危害防止 と動物の適正な飼養について指導しています。

また、フェレット及びプレーリードッグは、野生化した場合、本道の生態系を乱すおそれが あることから、動物愛護条例に基づく「特定移入動物」に指定されており、飼養する場合、知 事への届出が必要なほか、去勢や不妊手術を施すよう 努めなければなりません。

また、「特定移入動物」を販売する業者は、購入者 に対する終生飼養の意思確認や各動物の本能、習性な どの情報提供、さらに販売台帳などの整備が義務付け られています。

■特定移入動物飼養の届出頭数

区分	頭数		
フェレット	2,101		
プレーリードッグ	40		
合 計	2,141		

※令和4年度末現在

ウ 犬・猫の引取り及び新しい飼い主への譲渡等

道では、動物愛護法に基づき所有者や 拾得者等から犬・猫を引き取っています が、できる限り生存の機会を与えるとと もに、飼育モラルの向上を図るため、「新 しい飼い主探しネットワーク事業」を実 施しています(右表)。

■新しい飼い主探しネットワーク事業による譲渡実績

区分	登録者数	譲渡頭数	
犬	205 (12,086)	161 (8,803)	
猫	204 (10,515)	675 (14,770)	
合 計	409 (22,601)	836 (23,573)	

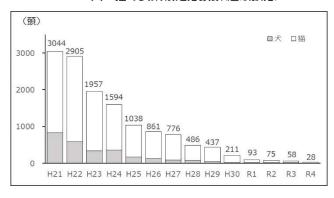
※1 令和4年度末現在

※2 ()内は平成14年7月からの累計

この事業は、各(総合)振興局が、譲り受け希望者をあらかじめ把握しておき、犬・猫の引取情報と照合し、コーディネートするものです。

譲受希望者には、地域の「模範的な飼い主」になっていただくために一定の審査を行っているほか、譲り受けた後の飼養状況を情報提供してもらうなど、適正飼養についての関心と理解を深めることとしています。

■犬・猫の安楽殺処分頭数(道取扱分)



なお、譲渡に向かない犬・猫や、譲受先が見つからない犬・猫については、安楽殺処分となりますが、その数は動物愛護団体の再譲渡活動などにより減少傾向にあります(上図)。

エ その他の取組等

道では、動物愛護条例により、各(総合)振興局に獣医師を「動物愛護監視員」として配置し、適正飼養の推進などに努めています。

また、犬や猫などの負傷動物については、公益社団法人北海道獣医師会に収容、治療を委託するなど、市町村の協力を得ながら対応しています。

■ 4 野生生物の保護管理 ■

(1) 希少野生動植物種の保護

本道は、北方系と南方系の動植物が同時に見られる、国内でも特有の生態系が形成されていますが、開発や気候変動などに伴う生息・生育地の変化などにより、多くの野生動植物が数を減らしたり、生息・分布域を縮小させるなど、危機にさらされています。

このため、道では、平成12年(2000年)3月に、絶滅のおそれのある野生動植物の現状を「北海道レッドリスト」として公表し、希少な野生動植物の保護を図るための基礎資料として活用してきました。平成26年度(2014年度)からは、新たなデータや知見を踏まえた北海道レッドリストの改訂に着手し、これまで、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫(チョウ目及びコウチュウ目)のリストを改訂しています。

また、生物多様性保全条例に基づき、道では捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を27種、また、この中で流通監視を必要とする「特定希少野生動植物種」を6種指定しているほか(次ページ表)、生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」として日高管内のアポイ岳及び幌満岳に「ヒダカソウ生育地保護区」を指定するなど、希少な野生動植物を保護する取組や分布・生態調査を進めています。

このほか、希少な高山植物の盗掘を防止するため、道警や関係機関と連携した監視を行うとと もに、保護活動を実践している民間団体へ監視活動を委託するなど、種の保存のため監視体制の 強化を図っています。

■北中圣川)野牛動植物種	ト##中冬小	HT / H Sh t T H VEH
11111111111111111111111111111111111111	/ 4	~ 特正布切	(44) (14) 11 11 11 11 11 11 11 1

分類群	種名(科名)	小鉄生	特定希少 野生動植 物種
	ヒダカソウ(キンポウゲ科)	0	0
	ウルップソウ(ウルップソウ科)	0	0
	ユウバリソウ(ウルップソウ科)	0	0
	ユウバリコザクラ(サクラソウ科)	0	0
	キバナノアツモリソウ(ラン科)	0	0
	ヤチラン(ラン科)	0	0
	レブンソウ(マメ科)	0	
	シソバキスミレ(スミレ科)	0	
	オオヒラウスユキソウ(キク科)	0	
	フタナミソウ(キク科)	0	
+= ++-	ダイセツヒナオトギリ(オトギリソウ科)	0	
植物 (23種)	ヒダカミツバツツジ(ツツジ科)	0	
(乙3悝)	サカイツツジ(ツツジ科)	0	
	ヤチカンバ(カバノキ科)	0	
	エンビセンノウ(ナデシコ科)	0	
	コアツモリソウ(ラン科)	0	
	カリバオウギ(マメ科)	0	
	オニオトコヨモギ(キク科)	0	
	タカネエゾムギ(イネ科)	0	
	エゾコウボウ(イネ科)	0	
	ユウバリクモマグサ(ユキノシタ科)	0	
	エゾノクモマグサ(ユキノシタ科)	0	
	ホテイラン(広義)(ラン科)	0	
	ウスバキチョウ(アゲハチョウ科)	0	
昆虫	アサヒヒョウモン(タテハチョウ科)	0	
(4種)	ダイセツタカネヒカゲ(ジャノメチョウ科)	0	
	カラフトルリシジミ(シジミチョウ科)	0	

*令和4年度末現在

◆国内希少野生動植物種の保護対策

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で 指定されている国内希少野生動植物種に関しては、国が策定した 動植物種(タンチョウ、シマフクロウ、ウミガラス、エトピリカ、 オジロワシ、オオワシ、レブンアツモリソウ)それぞれの保護増 殖事業計画に基づき、国や地方公共団体等の関係機関が連携を図 りながら保護の取組を進めています。

このうち、冬季に北海道に飛来・越冬するオオワシ(写真)や、オジロワシ(写真、一部は道内でも繁殖)については、それぞれ国の保護増殖事業計画が平成17年(2005年)12月に策定され対策が推進されています。近年では、風力発電施設への衝突が問題となっており、発生事例の収集を行っています。また、猟場に放置されたエゾシカの残滓と一緒に鉛弾の破片を食べてしまうことで起きる鉛中毒事故が、鉛弾の使用禁止以降も依然として続いていることから、「北海道エゾシカ対策推進条例」により平成26年(2014年)10月1日からエゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持自体を禁止しました。

オオワシ



オジロワシ

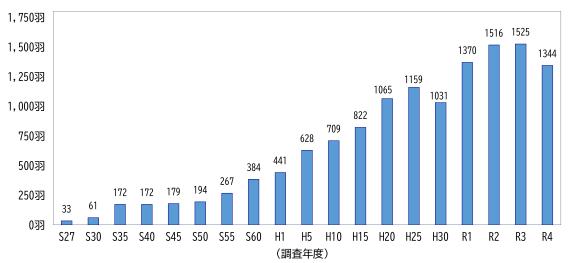


「北海道の鳥」であるタンチョウ(写真)は、明治期には 絶滅したと考えられていましたが、地元の人々による献身的 な給餌活動や、国の保護増殖事業(平成5年度(1993年度) 計画策定)により生息数は年々増加し、国や市町村などと連 携して行っている最近の越冬分布調査(生息状況一斉調査) では、1,500羽を超える数が観察されるようになっています。

このように順調に増加したタンチョウですが、冬期間、給餌場に 高密度に集まるため、感染症の集団感染も懸念されることから、

国や地方公共団体等の関係機関が連携して越冬地の分散などの取組を進めています。

タンチョウ



■タンチョウ越冬分布調査(生息状況一斉調査)による観察数の推移

(2) 外来種の防除の推進

令和4年(2022年)12月にCOP15で採択された「昆明ーモントリオール生物多様性枠組」では、令和12年(2030年)までに達成しなければならないターゲットの一つとして、侵略的外来種による生物多様性への影響を低減や緩和することが掲げられています。

国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)」を制定し、飼養などを規制する「特定外来生物」に令和5年(2023年)3月末現在で、飼養や運搬を規制する「特定外来生物」として、アライグマなど156種類(7科、13属、4種群、123種、9交雑種)を指定しています。

道においても、元々北海道には分布していなかった外来種860種(国内由来を含む)について、 導入された経緯や生態学的特性、影響などを整理し、「北海道ブルーリスト2010」(2004版を改 訂)にまとめ、公表しています。

平成29年度(2017年度)からは、新たな侵略的外来種の侵入など、現状に合わせて必要な見直しを行うため、北海道ブルーリスト2010の改訂検討に着手し、これまで哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類のリストを改訂しています。

また、生物多様性保全条例に基づき、本道の生物多様性に著しい影響を及ぼすため野外に放つことを禁止する「指定外来種」を指定し、対策を図っています。

【指定外来種(令和5年(2023年)3月末現在:12種)】 動物(10種) イノシシ(イノブタを含む)、チョウセンシマリス、 ニホントカゲ、チョウセンスズガエル、トノサマガエル トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル クロマルハナバチ、オオマルハナバチ(亜種に限る) アメリカザリガニ

植物(2種) フランスギク、イワミツバ

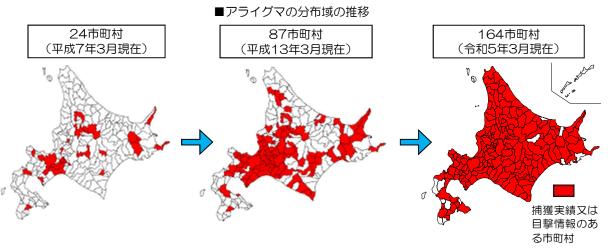
※アメリカザリガニは、令和5年(2023年)6月1日から外来生物法に基づく「(条件付)特定外来生物」に指定されたため、同日指定外来種の指定を解除した。

◆アライグマ対策

ペットとして輸入された北米原産のアライグマが、日本各地で 遺棄や逃亡により野生化し、問題になっています。

本道では、昭和50年代に飼育個体が逃亡し野生化したのが始まりといわれており、その後、道内での分布域を拡大し、令和5年(2023年)3月末現在では、164市町村で捕獲実績又は目撃情報があり、現在はほぼ全道に広がっています(下図)。



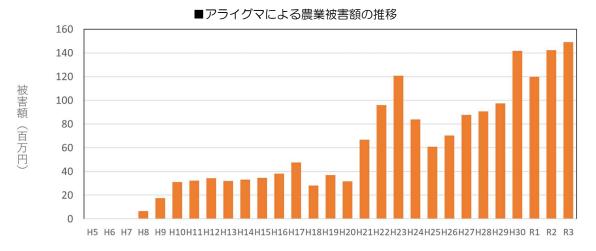


道内で初めてアライグマによる農業被害が確認されたのは平成5年度(1993年度)の恵庭市で、その金額は4.5万円でした。その後、分布域の拡大や個体数の増加に伴い農業被害も急激に増加し、令和3年度(2021年度)の被害額は過去最高の約1億5千万円となり、約30年間で3千倍以上にまで拡大しています。アライグマは雑食性であることから被害の対象となる農作物は多岐にわたりますが、令和3年度(2021年度)に最も被害額が多かったのはスイートコーンで全体の約1/4を占め、次いでイチゴ、果菜類、果樹、メロン及び水稲となっています。また、外来種アライグマによる被害は農作物にとどまらず、希少な

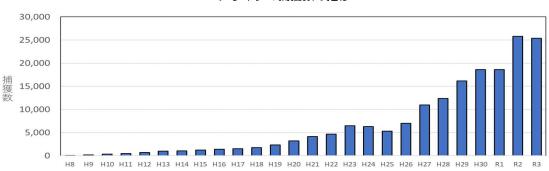
■R3 アライグマ作物別農業被害額割合



在来の野生生物の捕食、在来種との生息環境や餌を巡る競合などによる生態系への影響、さらには人畜共通感染症の媒介などの影響なども懸念されています。



そのため、道は、平成18年(2006年)4月に外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、 市町村にも計画の策定を呼びかけるとともに、平成27年度(2015年度)からは、効果的な捕獲のため、アライグマの妊娠中又は離乳前の時期と重なる春期(4~6月)を捕獲推進期間と 位置付け、さらに令和元年(2019年)からは開始を1ヶ月前倒して市町村への呼びかけを行い、全道一斉での捕獲を推進するなど、市町村等と連携しながら防除に努めており、令和3年度(2021年度)の捕獲数は2万5千頭を超えています。



■アライグマ捕獲数の推移

しかし、アライグマの分布や農業被害は依然として拡大傾向が続いています。道は、平成30年度(2018年度)に、市町村を対象とするアンケート調査を実施したところ、「生息数がわからない」及び「何頭捕獲すれば被害が減るか分からない」ことが市町村におけるアライグマの捕獲にあたっての最も大きな課題となっていることが明らかとなりました。そこで、道は、令和5年(2023年)3月に、地方独立行政法人北海道立総合研究機構とともに、市町村におけるアライグマの効果的・効率的な捕獲を支援するための「北海道アライグマ捕獲プログラム」を作成しました。このプログラムは、技術マニュアルにとどまらず、捕獲の進め方、目標設定の方法、さらには課題把握と改善方法などを含む、捕獲に関する総合プログラムであることが特徴であり、道では、今後、本プログラムの実証・作成の成果を波及することにより、道内における捕獲の拡大に向けて取り組むこととしています。